



労働者派遣・請負事業の適正化 にかかると課題と対応について

愛 知 労 働 局
職 業 安 定 部
需 給 調 整 事 業 課

第1部

労働者派遣と請負 との区分について

労働者派遣法とは

労働者派遣法

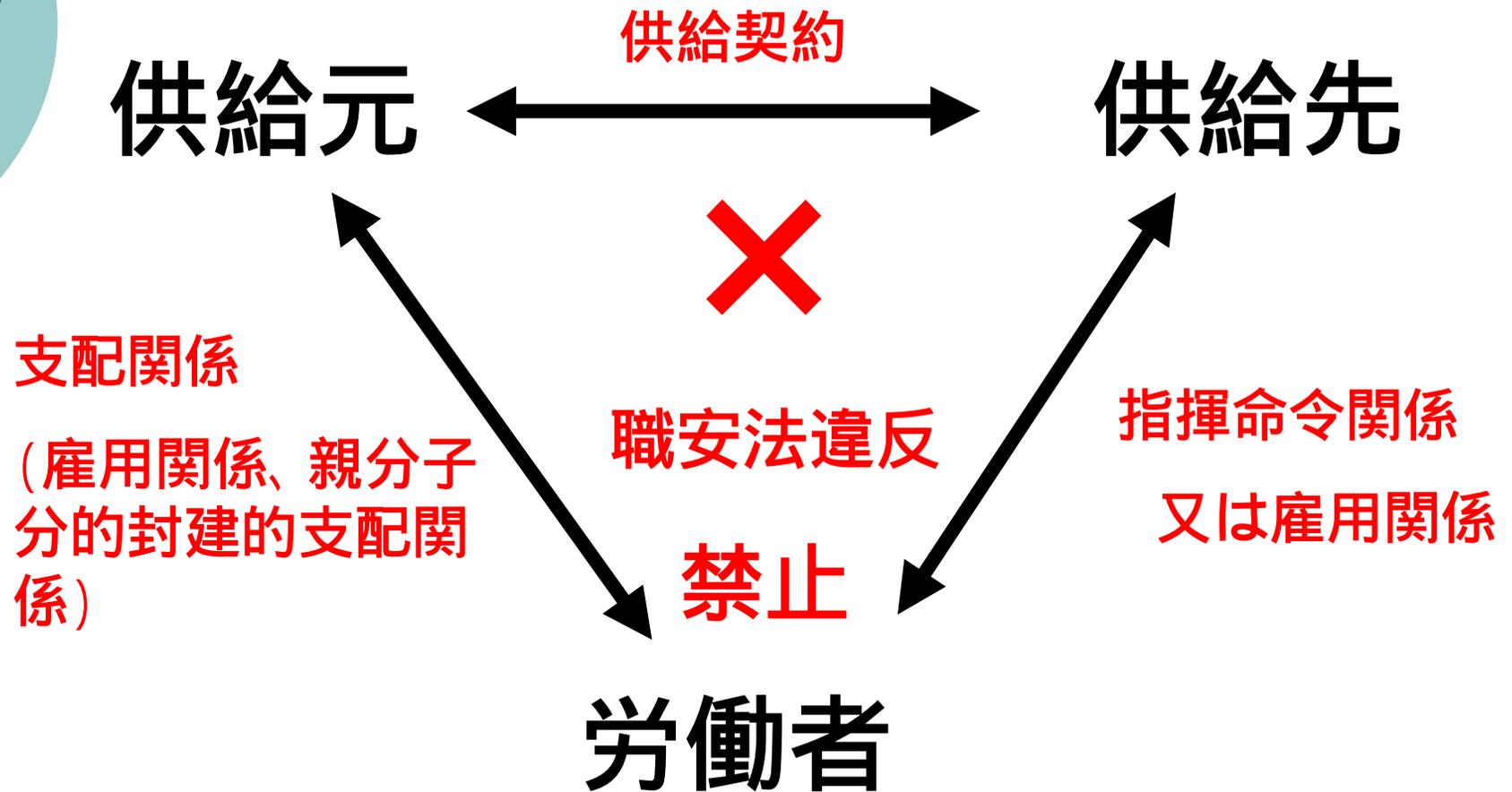
「雇用」と「使用」の分離という新しい考え方

職業安定法の特例

労働者供給事業から適正な事業（人材派遣事業）のみを抽出

労働者供給とは、労働者供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣は含まない。

労働者供給事業 (派遣法施行前: 全面禁止)



労働者供給事業

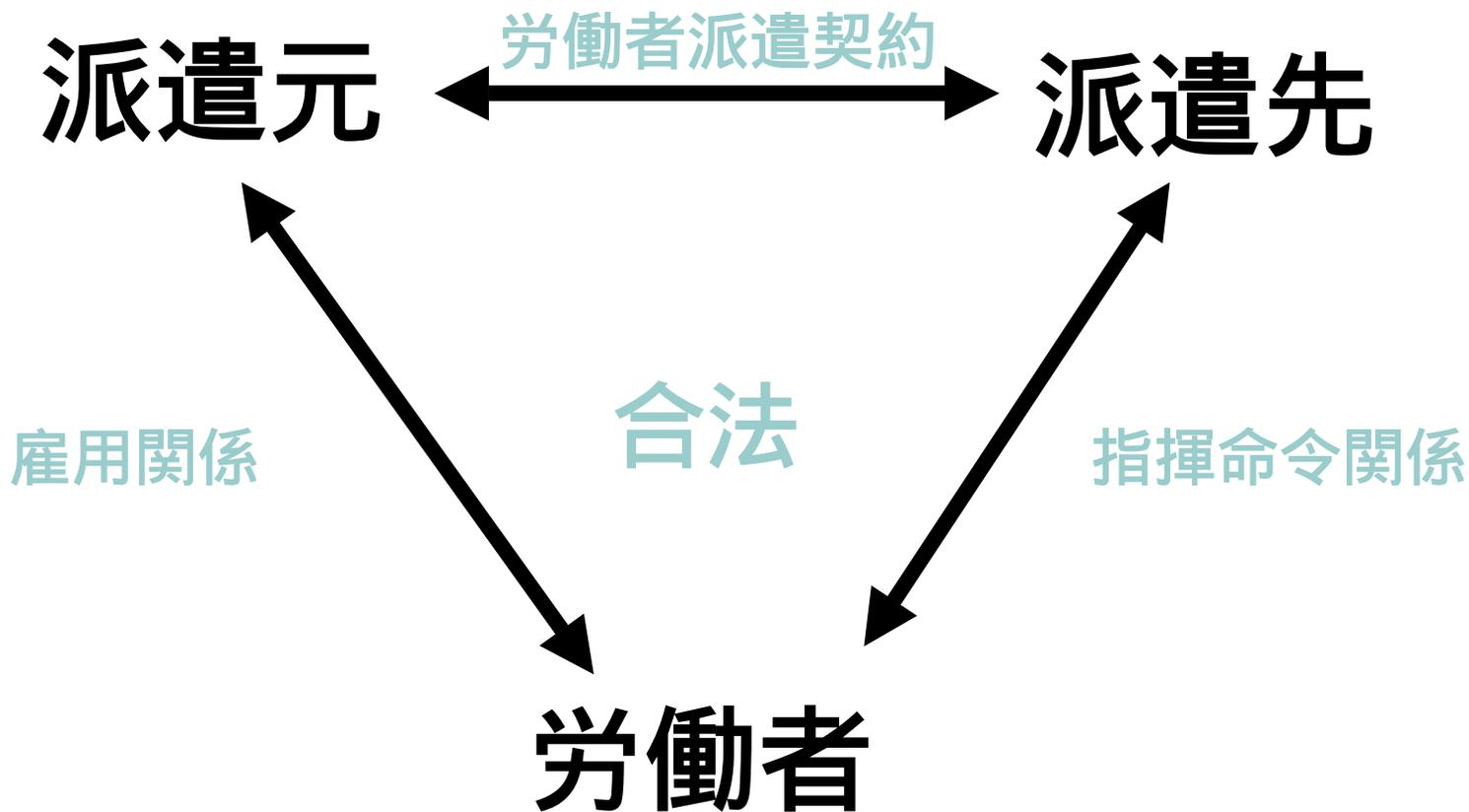
職業安定法第44条

何人も、次条（労働組合等が許可を受けて行う労働者供給事業）に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

罰則

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

労働者派遣事業



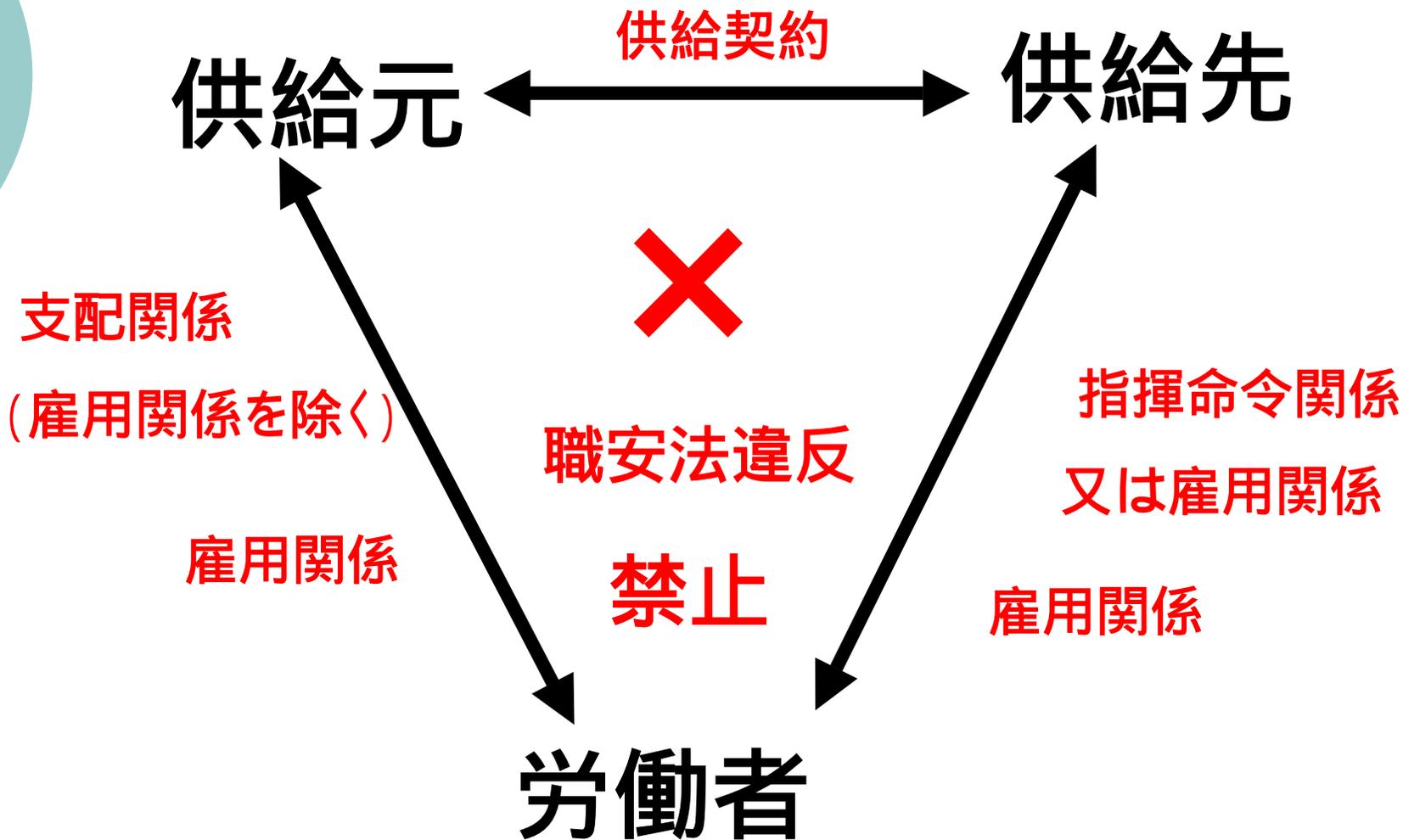
特定労働者派遣事業

一般労働者派遣事業

常時雇用する労働者だけを労働者派遣の対象とする

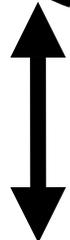
特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(登録型や臨時も可能)

労働者供給事業 (派遣法施行後の禁止体系)



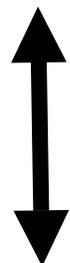
請負により行われる事業

注文主



請負契約

請負業者



雇用関係

労働者

注文主と請負業者の労働者間での契約は一切ない。

注文主は請負業者の労働者に対して当然指揮命令は一切できない。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準

(昭和61年労働省告示第37号)

偽装請負とは

偽装請負とは、労働者派遣契約を締結せず、業務請負と称して労働者派遣事業を行うこと。

受託者

偽装請負

注文者

(請負人・派遣元)

(派遣先)

労働者の派遣はできない

派遣事業許可・届出なしの業者を含む

労働者派遣法違反に該当

労働者派遣と請負の区別の必要性

労働者派遣か請負かを明確化

労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関し、責任者を確定させ、適正化を図ることが目的

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準



労働省告示第37号による
区分基準により確認

告示第37号の内容

告示第37号の内容

業務遂行
方法・評価
の管理

業務遂行
の評価の
管理

労働時間
管理

時間外・
休日労働
管理

企業秩序・
サービス規律
の管理

告示第37号の内容

労働者の
配置等の
管理

業務処理
の独立性
と責任

機械・設
備・資材
の調達

専門性

偽装・
脱法

第2部

労働者派遣契約

労働者派遣契約の内容 (書面の作成)

派遣労働者の業務

従事する事業所の名称所在地、派遣就業場所

直接指揮命令する者

派遣期間及び派遣就業日

派遣就業の開始及び終了並びに休憩時間

安全衛生に関する事項

苦情処理に関する事項

雇用の安定を図るための措置

紹介予定派遣に関する事項

派遣元・派遣先責任者に関する事項

就業状況に関する事項

便宜供与に関する事項

受入制限のない業務について行う労働者派遣に関する事項

労働者派遣契約事項の詳細(1)

派遣労働者の業務 業務に必要とされる能力、行う業務等が具体的に記述され
適格な派遣労働者を派遣元事業主が決定できる程度の記載
が必要



(例) 日本語ワードプロセッサ業務・作成すべき書類は会計書類
(第5号業務：事務用機器操作)

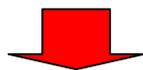
従事する事業所の名称、所在地、派遣就業場所
事業場の名称、所在地、派遣労働者の所属部署(最小単位の組織)、電話
番号等



(例) 事業所の名称： 工業株式会社 工場
所在地：名古屋市中区栄2-3-1、電話：052(219)5587
就業場所： 工業株式会社 工場第一製造部特殊製造課製造係
所在地：名古屋市中区栄2-3-1、電話：052(219)5587(内線689)

労働者派遣契約事項の詳細(2)

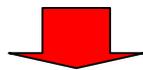
直接指揮命令者 派遣労働者を具体的に指揮命令する者の部署、役職及び氏名



(例) 部署：第一製造部特殊製造課製造係、役職：係長、氏名：甲野一郎

派遣就業期間及び派遣就業日

派遣労働者が労働者派遣される期間及び派遣労働者が具体的に派遣就業する日であり、期間については開始及び終了年月日、就業する日については具体的な曜日又は日が必要



(例) 派遣就業期間：平成18年1月1日から平成18年12月31日
派遣就業日：月～金曜日、土日祝日を除く毎日など

労働者派遣契約事項の詳細(3)

派遣就業の開始及び終了並びに休憩時間

始業、終業時刻並びに休憩時間（休憩の開始及び終了時刻を特定することが望ましい）



(例) 就業時間：8時30分から17時15分

休憩時間：12時15分から13時00分（45分）

11時00分から14時00分までの間の60分

（シフトに特定）など

安全衛生に関する事項

派遣労働者の危険又は健康防止障害を防止するための措置に関する事項

健康診断の実施等健康管理に関する事項

換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

安全衛生教育に関する事項

免許の取得等就業制限業務に関する事項

その他の安全衛生に関する事項

労働者派遣契約事項の詳細(4)

苦情処理に関する事項

派遣元事業主及び派遣先は、派遣労働者の苦情の申出を受けた者、派遣元及び派遣先において苦情を処理する方法、派遣元事業主と派遣先との連携のための体制等を記載すること

派遣労働者の苦情の申出を受ける者については、その者の氏名ほか、部署、役職、電話番号についても記載すること。



(例) 苦情処理担当者

派遣先：部署：総務部総務課、役職：課長、氏名：山田太郎、電話番号

派遣元：部署：派遣事業部、役職：部長、氏名：加藤一郎、電話番号

苦情処理方法、連絡体制

派遣先及び派遣元は、派遣労働者からの苦情の申出を受けたときは、ただ

ちに双方の責任者へ連絡することとし、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

労働者派遣契約事項の詳細(5)

雇用の安定を図るための措置

- 労働者派遣契約解除の事前申し入れ
- 派遣先における就業機会の確保
- 損害賠償等にかかる適正な措置
- 労働者派遣契約の解除の理由の明示

紹介予定派遣に関する事項（紹介予定派遣の場合のみ）

紹介予定派遣である旨

紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される雇用契約の期間の定めの有無

紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、それぞれの理由を、書面の交付等により、派遣元事業主に対して明示する旨

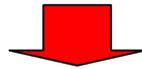
紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨

労働者派遣契約事項の詳細(6)

派遣元・派遣先責任者に関する事項

派遣元・派遣先責任者の役職、氏名及び連絡方法（電話番号等）

派遣労働者が従事する業務の内容が製造業務である場合には、製造業務専門派遣元責任者及び製造業務専門派遣先責任者である旨を記載



(例) 派遣先責任者：部署：第一製造部製造課, 役職：課長, 氏名

連絡先 0 5 2 (1 2 3) 4 5 6 7、内線 8 9 0

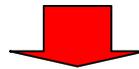
派遣元責任者：部署：派遣事業部, 役職：部長, 氏名

連絡先 0 5 2 (3 4 5) 6 7 8 9、内線 1 2 3

労働者派遣契約事項の詳細(7)

就業状況に関する事項

派遣就業をする日以外の日に就業をさせることができ、派遣就業開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数派遣元が締結した36協定の範囲内で可能



(例)

時間外労働あり【()は起算日】

範囲：1日3時間、1ヶ月45時間(毎月1日)、1年360時間(1月1日)

休日労働あり

範囲：1ヶ月2日以内(5時~22時までの間の10時間以内)

記載については、派遣元事業主の36協定の範囲内で可能となるため、確認が必要である。

労働者派遣契約事項の詳細(8)

便宜供与に関する事項

派遣労働者が利用可能な派遣先施設等（診療所、給食施設、制服の貸与）を記載。

派遣人員：1名

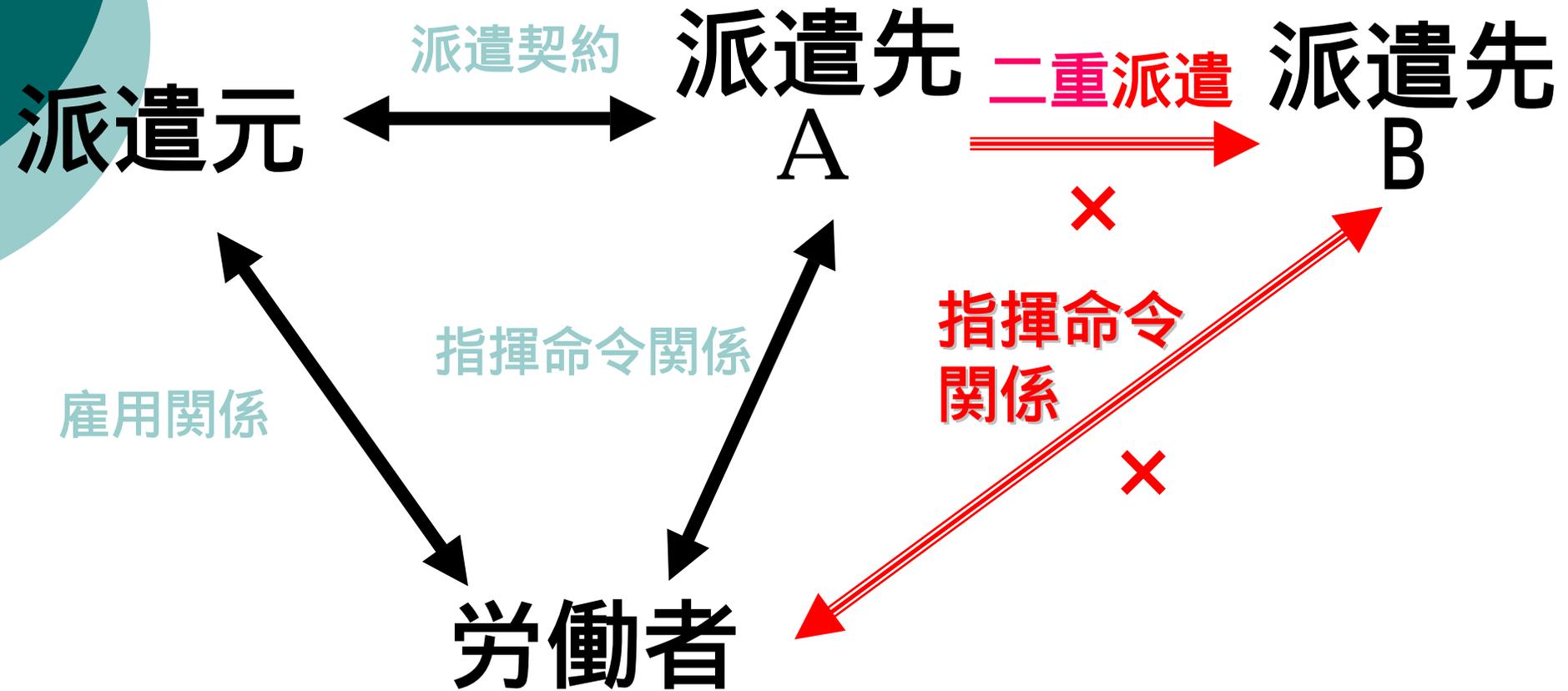
複数の業務を規定する場合は、それぞれの人員数を記載

第3部

問題事例

問題事例 1

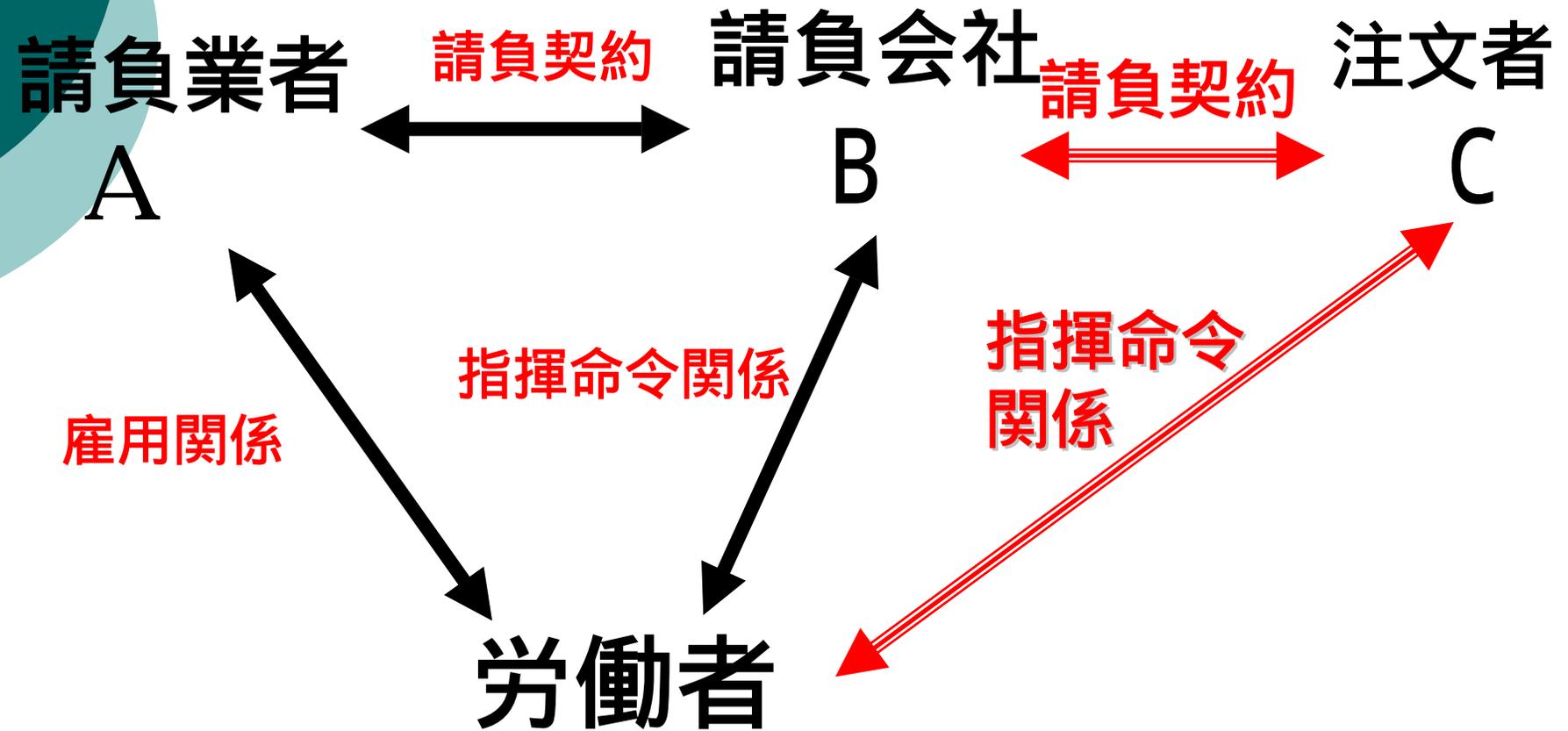
二重派遣(禁止)



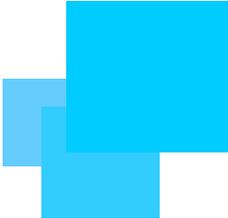
派遣先Aと派遣先Bは労働者供給事業になり職安法44条違反となる。

問題事例2

偽装請負に基づく多重派遣(禁止)



請負業者A及びBは、派遣法違反となり、請負業者B及び注文者Cは、労働者供給事業になり職安法44条違反となる。



最後に

適正な請負事業及び労働者派遣法を遵守して、健全な業務運営の構築を

